愛媛県犯罪被害遺児支援金給付要綱

（趣旨）

第１条　愛媛県犯罪被害遺児支援金（以下「支援金」という。）は、愛媛県犯罪被害者等支援金事業運営委員会（以下「委員会」という。）の予算の範囲内において支援金を給付するものとし、その給付に関しては、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）（以下、「規則」という。）を準用するほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　この支援金は、愛媛県犯罪被害者等支援条例（令和５年愛媛県条例第７号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、犯罪被害により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺児に対して、支援金を給付することにより、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　犯罪行為　日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第１項本文、第39条第１項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第１項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

⑵　犯罪被害　犯罪行為による死亡をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡の原因となり得るものを含む。

⑶　親等　生計をともにしており婚姻状態にある父母（父又は母の配偶者と親子関係にない子にあっては、当該配偶者（一般にいう継父母）を含む。）、すでに婚姻を解消している場合には、生計をともにし、かつ親権又は監護権を有する父又は母、すでに父母がない場合は、生計をともにしている者で父母に代わるべき者（原則として祖父母などをいい、里親（親族里親を除く）、児童福祉施設の養育者、雇用関係施設の監護者などは除く）をいう。

⑷　犯罪被害遺児　犯罪被害により、親等の一方又は双方を失った者で、義務教育終了までの者及び高等学校（定時制課程及び通信制課程を含む）在学中の者（高等専門学校３年修了までの者及び特別支援学校の高等部在学中の者を含む）をいう。

ただし、満19歳以上の者を除くものとする。

⑸　保護者　犯罪被害遺児の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、犯罪被害遺児を現に監護する者又は、犯罪被害遺児の親族で、社会通念上、犯罪被害遺児を保護する責任がある者をいう。

（給付対象者）

第４条　支援金の給付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する

者の現在の保護者とし、申請のあった年度につき１回限り支援金を給付する。

⑴　支援金給付年度の４月２日（以下「基準日」という。）時点において、次のいずれかに該当する者

ア　県内に住所を有する犯罪被害遺児

イ　やむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住している犯罪被害遺児（県内に居住していることが客観的に確認できる書類の提出を行う者に限る。）

⑵　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「犯給法」という。）に基づく犯罪被害者等給付金（遺族給付金）の支給裁定を受けている犯罪被害遺児

（給付額）

第５条　支援金の給付額は、犯罪被害遺児１人につき３万円とする。

（支援金を給付しないことができる場合）

第６条　委員会会長（以下「会長」という。）は、次の各号に掲げる場合は、支援金を給付しないことができる。

⑴　犯罪被害遺児となった後、基準日時点において養子縁組をしている場合

⑵　犯罪被害遺児となった後、基準日時点において父又は母が再婚しており、犯罪被害遺児と生計をともにしている場合

⑶　犯罪被害者、犯罪被害遺児又は支援金の給付を受けようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号及び第６号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき。

（支援金の給付申請）

第７条　支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、愛媛県犯罪被害遺児支援金給付申請書（様式第１号）に次の各号に定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

なお、規則第13条に定める実績報告は、本条に定める書類をもって代えるものとする。

⑴　犯罪被害者等給付金支給裁定通知書の写し（犯給法第11条第２項に基づくもののうち、犯罪被害者等給付金の種類が遺族給付金であるものに限る。）又は仮給付金支給裁定通知書の写し

⑵　犯罪被害遺児が基準日時点において、県内に住所を有している者又は居住している者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）

⑶　申請者が犯罪被害遺児の現在の保護者である事実が確認できる書類（申請者の住民票の写し、戸籍の謄本又は抄本等）

⑷　犯罪被害遺児の在学証明書（高等学校に入学、在学する者に限る。）

⑸　その他、会長が必要と認める書類

（申請期間）
第８条　前条の規定による申請は、支援金給付年度の３月末日までの間に行うものとする。

（給付の決定等）
第９条　会長は、第７条の規定による申請があった場合は、審査を行った後、支援金を給付する旨又は給付しない旨の決定を行わなければならない。
２　会長は、前項の決定を行った時は、速やかに、愛媛県犯罪被害遺児支援金給付決定通知書（様式第２号）又は愛媛県犯罪被害遺児支援金不給付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。
３　会長は、第１項に規定する支援金の審査に際し、申請者等から当該申請に係る状況等について調査することができる。この場合、会長は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。
４　前項の規定は、支援金の給付決定後においても適用があるものとする。

（支援金の請求）
第10条　前条に規定する通知により支援金の給付決定を受けた者は、愛媛県犯罪被害遺児支援金給付請求書（様式第４号）により、会長に当該支援金の給付を請求するものとする。

（決定の取り消し）
第11条　会長は、支援金の給付決定を受けた者が当該給付を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。
２　会長は、支援金を給付する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

（支援金の返還）
第12条　前条の規定により決定を取り消した場合において、既に支援金が給付されているときは、当該支援金の給付を受けた者は会長が定める日までに支援金を返還しなければならない。

（個人情報の保護）
第13条　個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

（その他）
第14条　この要綱に定めるほか、支援金の給付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
この要綱は、令和５年４月１日から施行し、同日以降に発生した犯罪による犯罪被害遺児について適用する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和６年10月１日から施行する。

２　改正後のこの要綱の様式第１号の規定は、この要綱の施行の日以降の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附　則

１　この要綱は、令和７年10月１日から施行する。

２　改正後のこの要綱の第４条の規定は、この要綱の施行の日以降に発生した犯罪による犯罪被害遺児について適用し、同日前に発生した犯罪による犯罪被害遺児については、なお従前の例による。

附　則

１　この要綱は、令和８年11月１日から施行する。

２　改正後のこの要綱の様式第１号の規定は、この要綱の施行の日以降の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。